

# 退職後の社会保険・雇用保険の手続について

## 1. 健康保険

### [ 健康保険の切り替え先について ]

退職日の翌日(資格喪失日)に他事業所で健康保険資格を取得しない場合は、①任意継続健康保険、②国民健康保険、③ご家族の健康保険(被扶養者)のいずれかに加入する手続きが必要です。

今後1年間の収入が130万円未満(60歳以上の場合は180万円未満)であれば、ご家族の扶養に入るのが適しています。国民健康保険に加入する場合、市役所(区役所)の保険年金課で保険料の見込み額を確認できます。任意継続健康保険(在職時の健康保険料の約2倍:退職年によって標準報酬月額の上限が変更しますが約310千円程度)と比較し、どちらが適しているか検討してください。

### [ 切り替え中の医療機関での受診について ]

マイナ保険証の場合、保険者の切り替え(例えば協会けんぽから国民健康保険など)に申請後10日程度必要です。その間に医療機関で受診する際は、切り替え中である旨をお伝えください。お支払い方法については医療機関にご確認ください。資格確認書の場合も同様、お手元に新しい資格確認書が届くまで切り替え中の旨をお申し出ください。

### [ 傷病手当金・出産育児一時金について ]

在職中に傷病手当金を受給している場合、要件を満たせば受給開始から通算1年6ヶ月の間、継続的に給付を受けることができます。また、退職後6ヶ月以内に出産した場合、要件を満たせば出産育児一時金を受給することができます。詳しくは各保険者にご確認ください。

## ① 任意継続健康保険

### □ 手続き

退職日の翌日から20日以内に任意継続被保険者資格取得申出書を加入していた健康保険の保険者(協会けんぽであれば、お住いの協会けんぽ支部)に郵送してください。20日以内に保険者で受付する必要があるため、できる限り早くご準備ください。加入要件や必要書類については、各保険者のホームページを参照してください。

### □ 必要書類

- ・マイナンバーもしくは、資格情報のお知らせ記載の記号・番号
- ・退職日の分かる書類(社会保険資格喪失証明書※1)
- ・扶養家族がある場合は扶養要件確認のための書類

※1 資格喪失後にお近くの日本年金機構で証明書を発行してもらうこともできます

## ② 国民健康保険

### □ 手続き

退職日の翌日から原則14日以内に、市役所(区役所)の保険年金課でお手続きしてください。郵送や電子での手続きを受け付けている自治体もあります。

必要書類

- ・マイナンバーカード
- ・退職日の分かる書類(社会保険資格喪失証明書※1)
- ・キャッシュカードまたは通帳と通帳使用印

※1 資格喪失後にお近くの日本年金機構で証明書を発行してもらうこともできます

③ ご家族の健康保険(被扶養者)

手続き

扶養者が加入している保険者に被扶養者異動届を提出してください。

必要書類

- ・マイナンバーが分かる書類
- ・年収 103 万円を超える場合は収入確認書類
- ・今後、収入が見込めない場合は退職日の分かる書類

注意

雇用保険の基本手当(失業給付)を受給する場合、基本手当日額が 3,611 円以下であれば雇用保険受給期間中も含めて扶養家族に入れますが、3,612 円以上の場合は待機期間終了の翌日から受給終了まで扶養に入ることはできません。ハローワークで求職の申込後に交付される雇用保険受給資格者証に記載されている「19. 基本手当日額」を参照してください。

## 2. 年金

20 歳以上 60 歳未満の自営業者、農業者、学生、無職の方は第 1 号被保険者となり、手続きが必要です。(手続き不要:第 2 号被保険者(退職日の翌日に他事業所で社会保険の資格を取得する場合)、第 3 号被保険者(ご家族の社会保険の被扶養者に入る場合))

手続き

退職日の翌日から原則 14 日以内に、市役所(区役所)の保険年金課でお手続きしてください。郵送や電子での手続きを受け付けている自治体もあります。

必要書類

- ・基礎年金番号が分かる書類(基礎年金番号通知書や年金手帳、社会保険資格喪失証明書など)
- ・本人確認書類(マイナンバーカードや運転免許証など)

## 3. 雇用保険

- ① 失業の状態ですぐに働ける方は受給資格決定の手続きをしてください。
- ② 病気、出産・育児などですぐには働けない方は受給期間の延長申請をしてください。
- ③ 事業等を開始する方は受給期間の特例を申請してください。
- ④ 退職後、すぐに働かれる場合は転職先に雇用保険の資格取得手続きを依頼してください。

手続き

①～③の場合はハローワークでお手続きしてください。退職前に離職票をマイナポータルで受け取る設定をしておくと、会社からの送付を待たなくても、すぐに離職票を受け取れます。

□ 必要書類

- ・離職票－1(①の場合)
- ・離職票－2(①～③の場合)
- ・写真2枚 縦 3.0cm×横 2.4cm(①の場合)
- ・本人名義の預金通帳またはキャッシュカード(①の場合)
- ・本人・住所確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)(①の場合)
- ・マイナンバー確認書類(①～③の場合)
- ・延長理由を証明する書類(②、③の場合)